

景観法に基づく届出制度のご案内

〔平成25年7月1日より、景観法に基づく届出先が三重県知事から津市長へと変わりました〕

津市は、良好な景観づくりを進めるため、平成25年7月1日に景観行政団体になりました。平成25年7月1日以降に津市内で行われる大規模な建築物の建築等について、景観法に基づく届出を行う場合は、津市（これまでは三重県）に届出が必要となります。

届出の受理の日から原則30日間（最大90日間）は行為に着手できませんが、着手できない期間を短縮できる場合があります。

なお、審査を円滑に進めるため、届出書を提出する際には事前協議が必要となり、事前協議申出書を提出していただくこととなりますので、お問い合わせください。

※ 審査の基準はこれまでの三重県景観計画と同じ基準となります。

○届出対象行為

詳しくは、「三重県景観計画に基づく行為の届出の手引き」（P2～3）をご覧ください。

行為の区分		規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		高さ13mを超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	煙突等、鉄柱・木柱等、装飾塔等、高架水槽等、遊戯施設等	高さ13mを超えるもの
	架空電線路用の鉄塔等	高さ30mを超えるもの
	擁壁、さく、塀等	高さ5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの
	アスファルトプラント等、自動車車庫等、処理施設等	高さ13mを超えるもの又は築造面積が1,000㎡を超えるもの
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		行為に係る土地の面積3,000㎡を超えるもの、又は、行為に伴い生じる擁壁・のり面が高さ5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		行為に係る土地の面積3,000㎡を超えるもの、又は、高さ5mを超えるもの

○景観形成基準

詳しくは、「行為の制限に関する基準解説書」、「三重県景観色彩ガイドライン」をご覧ください。

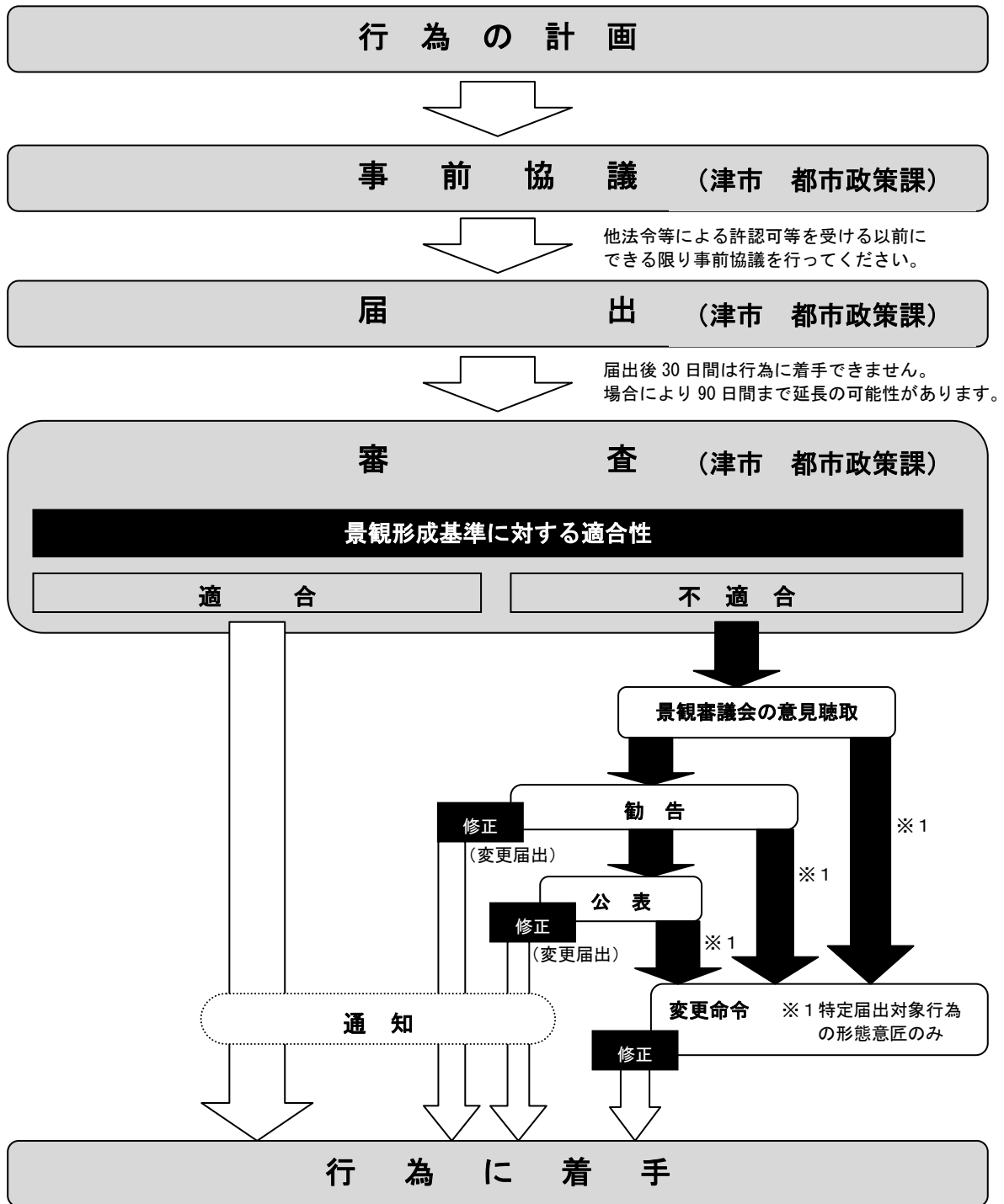
三重県景観計画に関する詳しい内容や、「三重県景観計画に基づく行為の届出の手引き」「行為の制限に関する基準解説書」「三重県景観色彩ガイドライン」については、三重県景観まちづくり課のホームページにおいてご覧いただけます。

ホームページアドレス：
<http://www.pref.mie.lg.jp/keimachi/hp/>

問い合わせ先

津市 都市計画部
都市政策課 都市計画・景観担当
電話 059-229-3290
FAX 059-229-3336
E-mail 229-3177@city.tsu.lg.jp

■届出の主な流れ■



※2 届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、30 万円以下の罰金に処せられることがあります。
(景観法第 103 条第 1 号)

※3 変更命令に従わなかった場合は、50 万円以下の罰金に処せられることがあります。
(景観法第 102 条第 1 号)